

国立大学法人の禁煙対策に係る取り組み状況調査

井奈波良一¹⁾, 小倉 美穂²⁾

¹⁾岐阜大学大学院医学系研究科産業衛生学分野

²⁾岐阜大学大学院医学系研究科・医学部

(平成 28 年 8 月 10 日受付)

要旨：【目的】国立大学法人における禁煙対策に係る取り組み状況を明らかにすること。

【方法】全国国立大学法人 (86 法人) の大学施設の禁煙対策に係る取り組み状況に関するアンケート調査結果について分析した。68 国立大学法人から回答を得 (回収率 79.1%)、合計回答件数は 92 であった。

【結果】1. 禁煙対策として「建物内全面禁煙 (屋外喫煙所を設置)」が 53.3% で最も多く、次が「敷地内全面禁煙」(32.6%)であった。2. 敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人で職員及び学生が敷地内で喫煙していた場合の対策がなかった大学法人の割合は 36.9% であった。3. 敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人で敷地外の喫煙について近隣からの苦情がある大学法人の割合は 80.0% であり、その対策がない大学法人は 10% であった。4. 敷地内のたばこの吸い殻 (ポイ捨て) 対策が「必要なし」と回答した国立大学法人は 9.8% であった。

【結論】国立大学法人の禁煙対策は、現状ではかなり厳しい状況にあることがわかった。

(日職災医誌, 66: 28—32, 2018)

—キーワード—

禁煙対策, 国立大学法人, 受動喫煙

はじめに

近年, 喫煙がもたらす種々の健康被害が明らかになり, 世界的に禁煙への関心が強くなっている¹⁾²⁾。わが国では 2003 年 5 月 1 日, 受動喫煙の防止を謳う健康増進法が施行され, 2015 年 6 月 1 日施行の改正労働安全衛生法でも, 事業主に職場での受動喫煙を防止するための措置を行うことを求めている³⁾。しかし, とともに努力義務であるため, 喫煙室の設置といった分煙対策にとどまる事例が多く, 現状では職場や飲食店においては, 非喫煙者のうち 4 割程が受動喫煙を強いられている³⁾。

2010 年 4 月 1 日, 神奈川県は全国に先駆けて公共施設における受動喫煙防止条例を施行し, 大学は第一種施設に分類され原則禁煙となった¹⁾。そこで鹿毛ら¹⁾は, 2010 年 11 月に神奈川県内の大学における禁煙対策実態調査を実施した。その結果, 施設内禁煙 (喫煙所の設置あり) 15.5%, 敷地内禁煙 (喫煙所の設置あり) 0.0%, 施設内全面禁煙 72.4%, 敷地内全面禁煙 8.6% であった。その当時, 大和ら⁴⁾の調査によれば全国の医学部において敷地内禁煙となっていた医学部の割合は 60.0% であった。

本学では, 2005 年敷地内全面禁煙宣言を行い, 構内禁

煙の啓発活動の実施により学生および職員の喫煙率は減少したが, 現状では敷地内全面禁煙は行き届いておらず, 対策に苦慮している。

そこで, 今回, 今後の禁煙対策に役立てることを目的に, 全国の国立大学法人を対象に禁煙対策に係る取り組み状況調査を実施したので報告する。

方 法

国立大学法人 (86 法人) を対象に, 2014 年 11 月下旬, 大学施設の禁煙対策に係る取り組み状況に関する調査票を各大学の安全衛生担当部署宛て郵送し, 郵送・Fax・e メールで回答を得た。なお, キャンパスごとに禁煙対策が異なる大学については, それぞれのキャンパスについて回答を依頼した。本研究は, 岐阜大学大学院医学系研究科医学研究等倫理審査委員会の承認を得た。

調査票の内容は, 施設の禁煙対策, その開始時期, 学外者への周知方法, 敷地内のたばこの吸い殻 (ポイ捨て) 対策, 職員及び学生が敷地内で喫煙していた場合の対策, 敷地外 (大学周辺) の喫煙の有無及びその対策, 同喫煙についての近隣からの苦情の有無, 分煙に戻す検討の有無, 敷地内全面禁煙をやめた理由, 等である。

表1 国立大学法人施設の禁煙対策

| | |
|--------------------|------------|
| 敷地内全面禁煙 | 30 (32.6) |
| 建物内全面禁煙 (屋外喫煙所を設置) | 49 (53.3) |
| 空間分煙 (喫煙室を設置) | 13 (14.1) |
| 全体 | 92 (100.0) |

回答数 (%)

表2 敷地内全面禁煙を開始した時期

| | |
|-------|------------|
| 2003年 | 1 (3.4) |
| 2004年 | 3 (10.3) |
| 2005年 | 1 (3.4) |
| 2006年 | 3 (10.3) |
| 2007年 | 2 (6.9) |
| 2008年 | 4 (13.8) |
| 2009年 | 3 (10.3) |
| 2010年 | 3 (10.3) |
| 2011年 | 2 (6.9) |
| 2012年 | 2 (6.9) |
| 2013年 | 3 (10.3) |
| 2014年 | 2 (6.9) |
| 全体 | 29 (100.0) |

回答数 (%)

表3 敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人における学外者 (学外からの来訪者, 業者など) に対する敷地内全面禁煙の周知法 (複数回答) (N=30)

| | |
|---------------------|-----------|
| ポスター等の掲示 | 14 (46.7) |
| 看板 | 11 (36.7) |
| ホームページ | 6 (20.0) |
| 通知文書 (チラシ・パンフ・入院案内) | 3 (10.0) |
| その他 | 10 (33.3) |
| 周知していない | 1 (3.3) |

回答数 (%)

68 国立大学法人から回答を得(回収率 79.1%), 合計回答件数は 92 であった。単一回答の国立大学法人は 59 (86.8%) であった。複数の回答を寄せた大学法人が 9 (13.2%) あり, その内訳は, 2 回答が 2 大学法人, 3 回答が 3 大学法人, 4 回答が 3 大学法人, 8 回答が 1 大学法人であり, 合計回答件数は 33 であった。

各アンケート項目に対して無回答の場合は, その項目の解析から除外した。統計ソフトとして SPSS (22.0 版) を用いた。有意差検定は, χ^2 検定または Fisher の直接確率計算法を用いて行った。p<0.05 で有意差ありと判定した。

結 果

表 1 に国立大学法人施設の禁煙対策を示した。禁煙対策として「建物内全面禁煙(屋外喫煙所を設置)」が 53.3% で最も多く, 次が「敷地内全面禁煙」(32.6%) であり, 「空間分煙 (喫煙室を設置)」が最も少なかった (14.1%)。

表4 同上大学法人における職員及び学生が敷地内で喫煙していた場合の対策 (複数回答) (N=30)

| | |
|---------------------|-----------|
| 巡視 | 4 (13.3) |
| 口頭注意 | 4 (13.3) |
| 通知文書 (チラシ・パンフ・入院案内) | 4 (13.3) |
| ポスター等の掲示 | 3 (10.0) |
| 禁煙指導 | 3 (10.0) |
| その他 | 7 (23.3) |
| 対策なし | 11 (36.7) |

回答数 (%)

表5 同上大学法人における敷地外 (大学周辺) の喫煙についての対策 (複数回答) (N=20)

| | あり |
|------------|-----------|
| 巡視 | 4 (20.0) |
| ポスター等の掲示 | 12 (60.0) |
| 看板 | 6 (30.0) |
| ホームページ・メール | 2 (10.0) |
| 清掃 | 5 (25.0) |
| その他 | 2 (10.0) |
| 対策なし | 2 (10.0) |

回答数 (%)

敷地内全面禁煙を開始した時期 (表 2) は, 2008 年が 13.8% で最も高率であり, 2003 年と 2005 年が 3.4% で最も低率であった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人において, 敷地内全面禁煙についての規定を設けている大学法人は 30 法人中 22 法人 (73.3%) であった。

表 3 に敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人における学外者 (学外からの来訪者, 業者など) に対する敷地内全面禁煙の周知法を示した。最も高率であった周知法は「ポスター等の掲示」(46.7%) であり, 以下「看板」(36.7%), 「ホームページ」(20.0%) の順であった。

表 4 に敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人における職員及び学生が敷地内で喫煙していた場合の対策を示した。最も高率であった対策は「巡視」, 「口頭注意」および「通知文書」(すべて 13.3%) であった。また, 「対策なし」と回答した大学法人が 36.7% あった。「その他」の一つに, 「職員及び学生は, 敷地内禁煙の誓約書を提出することになっており, 喫煙が発覚した場合は相応の処分を受けることになっている」があった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人において敷地外 (大学周辺) の喫煙が「ある」と回答した大学法人が 28 法人中 20 法人 (71.4%) であった。

表 5 に敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人における敷地外 (大学周辺) の喫煙についての対策を示した。最も高率であった敷地外喫煙対策は「ポスター等の掲示」(60.0%) であり, 以下「看板」(30.0%), 「清掃」(25.0%) の順であった。一方, 「対策なし」の大学法人は 10.0%

表6 敷地内全面禁煙を実施していない国立大学法人において職員及び学生が指定場所以外で喫煙していた場合の対策 (N=62)

| | |
|-------------------------|-----------|
| 巡視 | 4 (6.5) |
| 口頭注意 | 25 (40.3) |
| ポスター等の掲示 | 13 (21.0) |
| 看板 | 2 (3.2) |
| 通知文書 (チラシ・パンフ・入院案内・メール) | 7 (11.3) |
| その他 | 8 (12.9) |
| 事例なし | 2 (3.2) |
| 対策なし | 12 (19.4) |
| 回答数 (%) | |

であった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人において敷地外(大学周辺)の喫煙について近隣からの苦情がある大学法人は20法人中16法人(80.0%)であった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人において分煙に戻す検討がある大学法人は27法人中1法人(3.7%)であった。その理由は、「敷地外喫煙に対する苦情があり、近隣の店舗等から学内に喫煙所設置の要望があるため」であった。

敷地内全面禁煙を実施していない国立大学法人において敷地内全面禁煙にする予定がある大学法人は60法人中17法人(28.3%)であった。そのうち実施時期が決まっている大学法人は5法人(29.4%)であった。その実施予定時期は、2015年が2法人、2016年、2017年および2020年が各1法人であった。

表6に敷地内全面禁煙を実施していない国立大学法人において職員及び学生が指定場所以外で喫煙していた場合の対策を示した。最も高率であった指定場所以外での喫煙対策は「口頭注意」(40.3%)であり、以下「ポスター等の掲示」(21.0%)、「その他」(12.9%)の順であった。対策なしと回答した大学法人が19.4%あった。

敷地内全面禁煙を実施していない国立大学法人において敷地内全面禁煙を実施したことがある大学法人は61法人中2法人(3.3%)であった。敷地内全面禁煙をやめた理由は、「敷地から出た公道で喫煙する人が多く、近隣住民から苦情が寄せられたため」および「敷地内全面禁煙を実施した以後、たばこの吸い殻が目立つようになり、指定喫煙場所の設置を行ったため」であった。

表7に国立大学法人における敷地内のたばこの吸い殻(ポイ捨て)についての対策を示した。敷地内全面禁煙を実施している大学法人とそうでない大学法人の間で実施率に有意差のあるたばこの吸い殻対策はなかった。全体でみて最も高率であった対策は「ポスター等の掲示」(32.6%)であり、以下「巡視」(26.1%)、「清掃」(15.2%)の順であった。対策なしと回答した大学法人が15.2%あった。また、必要なしと回答した大学法人が9.5%あった。

表7 国立大学法人における敷地内のたばこの吸い殻(ポイ捨て)についての対策

| | 敷地内 全面禁煙 (N=30) | 建物内全面禁煙 または空間分煙 (N=62) | 全体 (N=92) |
|----------|-----------------------|------------------------------|--------------|
| 巡視 | 8 (26.7) | 16 (25.8) | 24 (26.1) |
| ポスター等の掲示 | 8 (26.7) | 22 (35.5) | 30 (32.6) |
| 看板 | 0 (0.0) | 6 (9.7) | 6 (6.5) |
| 清掃 | 7 (23.3) | 7 (11.3) | 14 (15.2) |
| その他 | 8 (26.7) | 15 (24.2) | 23 (25.0) |
| 必要なし | 5 (16.7) | 4 (6.5) | 9 (9.8) |
| 対策なし | 4 (13.3) | 10 (16.1) | 14 (15.2) |

回答数 (%)

考 察

本調査で、キャンパスごとに禁煙対策が異なる国立大学法人の割合は13.2%にすぎなかった。この結果から殆どの国立大学法人は全学的に統一した喫煙対策を実施していることがわかった。

国立大学法人で最も多かった禁煙対策は「建物内全面禁煙(屋外喫煙所を設置)」(約2分の1)であり、「敷地内全面禁煙」を実施している大学法人は3分の1にすぎなかった。「空間分煙(喫煙室を設置)」を実施している大学法人が最も少なかった。

敷地内全面禁煙を開始した時期は、2007年に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されたことを受けて、厚生労働省が受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会を設置し、また「特定健康診査・特定保健指導」において対象者が喫煙者である場合、食生活、運動に関する指導に加えて、禁煙指導が開始された2008年⁵⁾が13.8%で最も高率であった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人のうち敷地内全面禁煙についての規定を設けている大学法人は約7割と予想より高率であった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人では、敷地内のたばこのポイ捨て対策が「必要ない」と回答した大学法人が2割以下であった。さらに敷地外(大学周辺)の喫煙について近隣からの苦情がある大学法人が8割もあったにもかかわらず、分煙に戻す検討がある大学法人は1法人(3.7%)にすぎなかった。しかし、この大学法人は、敷地外の喫煙について近隣からの苦情があり、分煙に戻す検討の理由として「近隣の店舗等から学内に喫煙所設置の要望がある」をあげていた。2006年度に敷地内全面禁煙を実施した慶應大学信濃町キャンパスでは、同年度に教職員・学生とも喫煙率が低下していたが、翌年度には増加していたことが報告されている⁶⁾。また、2011年に敷地内全面禁煙を実施した東邦大学大森病院

の職員を対象にしたアンケート調査結果では、42%の回答者が敷地内全面禁煙には問題点があるとし、敷地内および周辺での喫煙やたばこのポイ捨てについての指摘が多数を占めていた⁷⁾。興味深いことには、過去に敷地内全面禁煙を実施したことがある2大学法人が敷地内全面禁煙をやめた理由も、敷地外の喫煙についての近隣からの苦情や敷地内でたばこの吸い殻が目立つようになったことによる指定喫煙場所の設置であった。また、敷地内全面禁煙を実施していない大学法人のうち敷地内全面禁煙にする予定がある大学法人は3割以下であり、このうち実施時期が決まっている大学法人も3割の5法人にすぎなかった。したがって、敷地内全面禁煙を実施している大学法人でも、今後、分煙に戻す検討がはじまる可能性は否定できない。

敷地内全面禁煙を実施している大学法人において最も高率であった学外者に対する敷地内全面禁煙の周知法は「ポスター等の掲示」(約5割)であり、以下「看板」(約4割)、「ホームページ」(2割)の順であった。

読賣新聞⁸⁾によれば近年、日本以外のオリンピック開催地とその開催予定地は、罰則を伴う受動喫煙対策を講じている。そこで政府は、2020年開催予定の東京オリンピック・パラリンピックの基本方針に受動喫煙対策の強化を掲げ、法整備も含めて具体策を検討している³⁾。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人で職員及び学生が敷地内で喫煙していた場合の対策がなかった大学法人の割合は約4割であった。最も高率であった敷地内喫煙対策は「巡視」、「口頭注意」および「通知文書」(すべて2割以下)であった。しかし、興味深いことに「職員及び学生は敷地内禁煙の誓約書を提出しているため、喫煙が発覚した場合は相応の処分をする」厳しい対策をとる法人もあった。

敷地内全面禁煙を実施している国立大学法人では、前述のように敷地外の喫煙について近隣からの苦情がある大学法人が8割もあったためか、その対策がない法人は1割にすぎなかった。最も高率であった敷地外喫煙対策は「ポスター等の掲示」(6割)であった。興味深いことには「清掃」が4分の1もあった。

敷地内全面禁煙を実施していない国立大学法人において職員及び学生が指定場所以外で喫煙していた場合の対策がなかった大学法人の割合は約2割にすぎなかった。最も高率であった指定場所以外での喫煙対策は「口頭注意」(4割)であり、次が「ポスター等の掲示」(約2割)であった。

国立大学法人における敷地内のたばこの吸い殻(ポイ捨て)対策には、敷地内全面禁煙を実施している大学法

人とそうでない大学法人の間で実施率に有意差のあるたばこの吸い殻対策はなかった。また「必要なし」と回答した大学法人は全体の1割にすぎなかった。

大学生を対象にした研究で、禁煙化・分煙化措置が長期にとられた学生の方が短期にとられた学生よりマナーを守る意識が高いことが報告されている⁸⁾。したがって喫煙者のマナー向上のために、喫煙者と非喫煙者の対立が深まらないよう留意しつつ⁹⁾、地道に喫煙対策を継続することが肝要と考えられる。

いずれにしても、本調査結果から国立大学法人の禁煙対策は、現状ではかなり厳しい状況にあることがわかった。

謝辞：データの整理を手伝ってくれた奥村まゆみ氏に感謝する。
利益相反：利益相反基準に該当無し

文 献

- 1) 鹿毛勇太, 安藤謙吾, 小川達也, 他: 神奈川県内48大学58キャンパスにおける禁煙対策実態調査. 横浜医学 62: 75-81, 2011.
- 2) 寺原朋裕: 厚生労働省が進めるたばこ対策. 保健医療科学 64(5): 407-418, 2015.
- 3) 読賣新聞社説: 受動喫煙対策 東京五輪へ規制強化を図ろう. 2016年6月28日. <http://www.yomiuri.co.jp/editorial/20160627-OYT1T50143.html> (accessed 2016-06-28)
- 4) 大和 浩: 我が国の今後の喫煙対策と受動喫煙対策の方向性とその推進に関する報告書. 2008-2010
- 5) 世界禁煙デーにあたっての厚生労働大臣メッセージ(2008年度). http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/kinen/dl/kinen_daijin.pdf (参照 2016-07-15)
- 6) 清奈帆美, 藤井 香, 高橋 綾, 他: 本大学における10年間の喫煙率推移と禁煙対策. 慶應保健研究 29(1): 77-82, 2011.
- 7) 高井雄二郎: 喫煙の被害と東邦大学医療センター大森病院のアンケート調査結果を含めた敷地内禁煙の現状について. 東邦医学会雑誌 60(2): 90-92, 2013.
- 8) 矢動丸雄輝: 筑波大学における禁煙化・分煙化が行動・意識に与える影響に関する研究. http://toshiv.sk.tsukuba.ac.jp/thesis/H21_2009/final/200511065.pdf (参照 2016-07-25)
- 9) 大原慧美, 大塚泰正: 職場における非喫煙者が持つ禁煙者イメージに関する研究. 広島大学心理学研究 10: 245-255, 2010.

別刷請求先 〒501-1194 岐阜市柳戸1-1
岐阜大学大学院医学系研究科産業衛生学分野
井奈波良一

Reprint request:

Ryoichi Inaba
Department of Occupational Health, Gifu University Graduate School of Medicine, 1-1, Yanagido, Gifu, 501-1194, Japan

Survey on the Status of Enforced Smoking Measures in the National Universities in Japan

Ryoichi Inaba¹⁾ and Miho Ogura²⁾

¹⁾Department of Occupational Health, Gifu University Graduate School of Medicine

²⁾Gifu University Graduate School of Medicine and School of Medicine

This study was designed to evaluate the status of enforced smoking measures in the national universities in Japan. A self-administered questionnaire on the related determinants was performed among 86 national universities in Japan, and 68 (79.1%) universities (92 campuses in total) replied to the questionnaire.

The results obtained were as follows:

1. Implementation rate of 'full-scale prohibition of smoking inside buildings with an outdoor smoking area' was the highest at 53.3% followed by 'full-scale prohibition of smoking on campus' (36.9%).

2. Among the universities which enforced 'full-scale prohibition of smoking on campus', 36.9% of the universities did not have measures when staff and students did smoke.'

3. Among the universities which enforced 'full-scale prohibition of smoking on campus, 80.0% of the universities received complaints from the neighborhood.

4. The percentage of the universities which replied it did not need measures against cigarette littering was only 9.8%.

These results suggest that status of smoking measures enforced in the national university corporations is considerably problematic under the present condition.

(JJOMT, 66: 28—32, 2018)

—Key words—

smoking measures, national university, passive smoking